国民健康保険から…

退職者医療制度

会社などを退職して、年金（厚生年金など）を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は、「退職者医療制度」で医療を受けます。

退職者医療制度では、医療費は、本人の自己負担と、保険料と、職場の健康保険などが出し合う『拠出金』で賄われます。

退職者医療制度の対象となる人が届出をしないと、本来『拠出金』から支払われるべき医療費を国保が負担しなければならなくなってしまいます。

『国保の退職者』になっても医療費の本人負担、国保保険料は変りませんが保険証の色が変ります。対象となった方は必ず届出を行ってください。

対象となる方は、次の要件のすべてにあてはまる方（退職被保険者本人）と、その被扶養者です。

①国保に加入している方
②老人保健制度の適用を受けていない方
③厚生年金や共済年金等を受給していて、その加入期間が20年以上の方、または40歳以降の加入期間が10年以上ある方

【届出に必要なもの】
①年金証書　厚生年金などの加入期間（加入月数）の確認ができるもの
②国保保険証
③印鑑

他の健康保険などを脱退したときは14日以内に届出を

社会保険や共済などを脱退したときは、必ず14日以内に届出をしましょう。

届出が遅れると、加入する資格ができた月までさかのぼって保険料を納めなければならなくなります。

【届出に必要なもの】
①健保の離脱証明書
②印鑑
③家族に国保加入者がいる場合は国保保険証

問合せは、役場住民福祉課国民健康保険係（☎74－3001）。

高齢者実態調査を行います

町では、第3期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定に向けまして、お年寄りの実態について調査を実施します。

これは、平成18年から20年までの介護保険事業計画などの基礎資料とするための実態調査です。

調査の方法は、介護認定を受けていない高齢者のなかから無作為で対象者を選び、調査票をお送りします。調査票を受け取った方は、記入して役場へ返送してください。また在宅で介護認定を受けている方には、在宅介護支援センターの方が、調査員として調査を行いますので、ご協力ください。

住民福祉課
介護医療係☎74－3001

あなたのため・みんなのための年金だより
年金…そこが知りたい

特別障害給付金制度について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことで障害基礎年金等を受給されなかった障害者の方を対象に「特別障害給付金制度」が創設されました。

支給の対象となる方は、①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者であって、当時任意加入していなかった期間に障害の原因となる傷病等について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日があり、現在障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方であって、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

国民年金保険料の免除申請を受付しています

平成17年度の国民年金保険料の免除申請を、7月から受付しています。今年度分の7月からの免除を希望される方は忘れずに役場戸籍年金係窓口か温泉支所窓口で手続きを済ませてください。（免除期間は7月～翌年6月までです。）

申請免除をしないで未納のままにしておくと、将来万が一障害を負って障害基礎年金の請求ができない場合や、65歳になったときの国民年金の請求もできない場合があります。

必要書類は、年金手帳、印鑑です。また平成17年1月1日以降虻田町に転入した方については転出市区町村で発行される所得証明が必要です。

内容の問合せ先は、役場住民福祉課戸籍年金係（☎74－3002）まで。